

議案第 4 2 号

向日市まちづくり条例の一部改正について

向日市まちづくり条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 5 月 2 5 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

### 向日市まちづくり条例の一部を改正する条例

向日市まちづくり条例（平成19年条例第18号）の一部を次のように改正する。

前文中「7.67平方キロメートル」を「7.72平方キロメートル」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〈参 考〉

向日市まちづくり条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>私たちのまち向日市は、京都盆地の西南に位置し、市域面積は<u>7.72</u>平方キロメートルとコンパクトながら、交通網の充実した便利で住みよいまちです。</p> <p>略</p>	<p>私たちのまち向日市は、京都盆地の西南に位置し、市域面積は<u>7.67</u>平方キロメートルとコンパクトながら、交通網の充実した便利で住みよいまちです。</p> <p>略</p>